

# 三重県立四日市高等学校における学習端末調達等業務仕様書

## 1 業務の名称

三重県立四日市高等学校における学習端末調達等業務

## 2 業務の目的

三重県立四日市高等学校（以下「本校」という。）は、生徒1人につき1台の学習端末を活用し、すべての子どもたちの可能性を引き出す学び（個別最適な学び、協働的な学び）を推進するため、令和4年度入学生から、保護者の費用負担によって生徒用の学習端末を導入している。

そのため、本校入学生が使用する学習端末の購入について、本校が端末納入業者及び購入価格を決定のうえ、斡旋を行うことでスケールメリットによる保護者負担及び学校の事務負担の軽減を図りつつ、円滑な調達の実現を図ることを目的とする。

## 3 業務の内容等

### (1) 学習端末の調達について

#### ① 対象

本校に入学する生徒（保護者）

#### ② 調達する学習端末

調達する学習端末の仕様等は、別紙1「学習端末調達等仕様書」のとおり

#### ③ 学習端末1台あたりの販売上限額

90,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額には、学習端末調達等仕様書に示すオプション品を除き、企画提案書に基づく業務のすべてを含む。

#### ④ 想定調達数量及び納入場所

令和7年度入学生定員 320名

納入場所 四日市市富田四丁目1番43号

※ 想定調達数量は、令和7年度入学生定員から想定した台数であるため、実際の購入数量は増減することがある。これにより購入数量が減となった場合であっても、減台数を本校が補償して購入するものではない。

※ 令和8、9年度入学生については、入学定員が決まり次第、提携業者に通知する。

#### ⑤ 納入期限

- ・ 令和7年度入学生 令和7年5月末日
- ・ 令和8年度入学生 令和8年5月末日
- ・ 令和9年度入学生 令和9年5月末日

### (2) 学習端末の販売について

#### ① 生徒（保護者）が購入する枠組みの構築

- ・ 生徒（保護者）が購入及び支払いに係る手続きを行える期間は、下記の通りとする。
- ・ 令和7年度入学生 令和7年3月の合格者発表日から同年3月末日まで
- ・ 令和8年度入学生 令和8年3月の合格者発表日から同年3月末日まで
- ・ 令和9年度入学生 令和9年3月の合格者発表日から同年3月末日まで

ただし、3月末日までに支払が行えなかった生徒・保護者は、4月14日までに支払が行えるものとする。

- ・ 生徒（保護者）が利用する画面に関しては、分かりやすさや、操作性等を考慮すること。
- ・ 生徒（保護者）が、購入時に、一括支払、分割支払などの支払方法を選択できるようにすること。
- ・ 購入方法、操作方法、支払方法などについて、生徒（保護者）からの質問に対するサポート体制を整えること。
- ・ 機密の保持や個人情報の取り扱いには最新の注意を払い、必要な措置を講ずること。
- ・ 購入品目は学習端末本体・MDM・学習端末保証をパッケージとし、このパッケージを販売すること。

## ② その他

- ・ 生徒（保護者）が購入した学習端末は、納入期限までに本校に納入すること。
- ・ 購入は生徒（保護者）が行うため、購入方法等を示したチラシを作成するとともに、購入者から代金の徴収を行うこと。
  - ※ チラシの印刷枚数については、協定締結後に別途指示する。
  - ※ チラシの納入先は、本校とする。

## 4 学習端末調達の想定スケジュール

別紙2「三重県立四日市高等学校における学習端末調達等スケジュール（想定）」のとおり

## 5 業務提携期間

本協定の有効期間は、締結日より3年間とする。

なお、本協定の有効期間内に調達した学習端末の保証及び本校に対するサポート・保守については、仕様書に記載した期間の保証及びサポート・保守を継続するものとする。

## 6 その他

- ・ 業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本校の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・ 事業実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- ・ 業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本事業が終了した後も、また同様とする。
- ・ この業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、その都度、本校と納入業者が協議して決定するものとする。